

# 広島西ロータリークラブ細則

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI： 国際ロータリー
5. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員15名以内により成る理事会とする。本クラブの役員は、会長、会長エレクト、副会長、直前会長、幹事、会計、および会場監督である。幹事、会計は職権上の理事として理事会メンバーとなり、他は理事を兼任する。理事会の裁量により本細則第3条第1節に基づいて選挙された理事および副幹事を加えることができる。

## 第3条 理事および役員選挙と任期

### 第1節

理事及び役員選挙は、別に定める広島西ロータリークラブ運営内規 第3条 理事役員選挙要領に基づいて進められ、決定される。これにより選挙された会長候補は、次年度会長エレクトとなるものとし、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして役職名が与えられて理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

### 第2節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

### 第3節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

### 第4節

理事会メンバーの任期は1年とする。但し、クラブ会長の任期は、後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できるものとする。

## 第4条 役員の仕事

### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第2節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

### 第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

#### **第4節 直前会長**

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

#### **第5節 幹事**

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI地域雑誌の購読料を徴収してこれをロータリーの友事務所に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

#### **第6節 会計**

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

#### **第7節 会場監督 (SAA)**

例会をはじめとする会合が、楽しく、秩序正しく運営されるよう常に心を配り、気品と風紀を守り、会合がその使命を発揮できるよう設営、監督し、さらにその他会長または理事会によって定める任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

#### **第8節 副幹事**

副幹事は役員に準じるものとして、幹事を補佐し、幹事不在の時は幹事の任務を代行する。

### **第5条 会合**

#### **第1節 年次総会**

本クラブの年次総会は毎年12月のいずれかの例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

#### **第2節**

本クラブの例会は、毎週木曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第10条の規定によるものでなければならない。尚、同条項第1節 (d) の (1) から (7) の方法で欠席をメイクアップする場合、例会の前後28日間（例会の定例の時の前28日または後28日以内に）で行わなければならない。

### 第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする

### 第4節

定例理事会は原則として毎月第1例会終了後に開催されるものとする。臨時理事会は 会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

### 第5節

理事会メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 クラブ運営協力金および会費

### 第1節

新たに当クラブに入会しようとするものは、クラブ運営協力金を納入しなければならない。クラブ運営協力金は60,000円とし、会費等と共に納入することで、入会が確定する。

### 第2節

過去に当クラブ又は他クラブに属していた者が当クラブへ再入会又は新たに入会する場合は、所属していたクラブの在籍証明書を入会申請書類と共に提出することによりクラブ運営協力金を免除することができる。当クラブ会員の親族や同一企業の後任者の入会に関してはクラブ運営協力金の免除には該当しない。

### 第3節

会費は年額とし、その年度の予算に定める通りとする。7月及び1月に納入する会費には、R I 人頭分担金、RI 地域雑誌購読料、地区賦課金等が含まれる。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、\*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。（\*注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。）

## 第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、各奉仕部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条 委員会

### 第1節

クラブの各委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長、会長エレクト、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは任期が始まる前に委員会委員長及び委

員を任命するが、委員長は同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命され、各部門の小委員会委員長を委員として構成されるものとする。

会員組織委員会  
管理運営委員会  
職業奉仕委員会  
社会・青少年奉仕委員会  
国際奉仕委員会  
財団委員会

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

## 第2節 会員組織委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕のうち会員の増強および選考、ロータリー情報に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

### (a) 職業分類・会員増強委員会

- ①この委員会は、毎年できるだけ早く、(少なくとも8月31日以前) 地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業分類の原則を適用して未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブ現会員の職業分類を再検討すること。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- ②絶えず本クラブの未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- ③理事会の要請に基づき、会員候補者が、広島西ロータリークラブ定款の職業分類に関する規定を満たしていることを確認する。

### (b) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を十分に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

### (c) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。委員長はクラブ研修リーダーを兼務し、この委員会の協力の

もとで、クラブの包括的かつ継続的な研修プログラムを企画し実施する。

また、委員は3名をもって構成されるものとし、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

### 第3節 管理運営委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕のうち管理運営に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえに役立つ指導と、援助を与える方策を考案しこれを実施するものとする。

#### (a) 会報雑誌・広報委員会（資料保存）

この委員会は、クラブ週報を刊行するとともに、ロータリーの友誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催する。

- ①クラブの例会プログラムにおいて毎月 RI 地域雑誌を簡潔に紹介し、新会員のロータリーへの理解推進に活用することを奨励する。
- ②ロータリアンでない卓話講演者や図書館、病院、学校等に対し雑誌を贈呈し、地域社会のロータリー活動への理解推進と広報に努めること。
- ③クラブの活動成果であるニュース資料や写真を雑誌に投稿する等、あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- ④ロータリー活動に伴う文書資料を文書資料保存マニュアルに沿って保存管理する。
- ⑤ホームページなどを通して、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て実施する。

#### (b) プログラム・出席委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

またこの委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、都市連合会、地区大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じる。また、出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

#### (c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび会員の親睦高揚のための諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

### 第4節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の活動を監督しこれを調整するものとする。

### 第5節 社会・青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の活動を監督しこれを調整するものとする。

**(a) 青少年・インターアクト委員会**

この委員会は、青少年の健全育成のための環境整備に関する活動を行い、青少年のためのプロジェクトやプログラムを実施するとともに、インターアクトクラブの活動を支援し指導するものとする。

**(b) 地域・環境委員会**

この委員会は、地域とその環境の質を調査し、改善することによって多くの人にとって住みやすい地域社会を築く活動をするものとする。

**第6節 国際奉仕委員会**

この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の活動を監督しこれを調整するものとする。

**(a) 国際社会奉仕委員会**

多様な国際社会のニーズに応えるために、様々な国際奉仕活動プロジェクトを立案・検討・実行することで、国際理解と親善および平和推進に努めるものとする。プロジェクトによっては年度を継続して推進することもある。

**(b) 国際交流・姉妹クラブ友好委員会**

この委員会は、世界の国々との間に友情の懸け橋を築き、多様な国の人々との相互理解と友好に努めるものとする。

また、姉妹クラブ、友好クラブとの交流を通して親睦を増進し、相互の理解と友情を深め、出来れば共同で有意義な奉仕活動を実施するよう努めるものとする。

**第7節 財団委員会**

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団および米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

**(a) ロータリー財団委員会**

この委員会は、各種寄付増進とプログラムへの申請手続きを通じてロータリー財団を支援するものである。

また、社会・青少年奉仕委員会や国際奉仕委員会と協力して奉仕プログラムに財団補助金制度の活用を検討する。

また、委員は3名をもって構成されるものとし、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

**(b) 米山奨学委員会**

この委員会は、「将来、日本と世界を結ぶ懸け橋となって国際社会での活躍と同時に日本の良き理解者となり得る人材の育成事業」である米山記念奨学会の活動に対し、寄付増進と奨学生へのカウンセラーを中心とした心のこもった支援を推進するものである。また米山奨学会の平和と国際理解の推進への多大

な寄与を広報し、会員および社会の理解を得て、その運動の推進に努めるものとする。

## 第8節 その他の委員会

当該年度に必要と考えられる場合、理事会（次年度理事会を含む）の承認を得て、上記以外の委員会を設けることができる。この委員会は、理事会で承認された特別の任務を遂行するものとする。

## 第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。慈善・奉仕活動運営に関しては、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の部門の活動を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

## 第11条 出席義務規定の免除

半期30%以上の本クラブ例会出席が不可能となる会員は、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリークラブ定款の「出席規定の免除」に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。）

## 第12条 財務

### 第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

### 第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する資金と、慈善・奉仕活動に関する資金である。

### 第3節

すべての勘定書の支払いは、会計と権限を持つ他の役員1名によって事前に承認されなければならないものとする。

### 第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

## 第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI地域雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

## 第13条 会員選挙の方法

### 第1節

本クラブの正会員による推薦意向のあった会員候補者の会員選挙は、別に定める『広島西ロータリークラブ運営内規 第2条 会員選挙要領』に基づいて進められるものとする。

### 第2節

クラブ会長は新会員の入会式を行い、幹事は当該新会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員を適切な委員会に配属する。

### 第3節

クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

## 第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第15条 例会行事

- 開会宣言
- 来訪者の紹介
- 来信、告示事項、およびロータリー情報
- 委員会報告
- 審議未終了議事
- 新規議事
- スピーチその他のプログラム
- 閉会

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。標準ロータリークラブ定款およびRIの定款、細則に反する改正または条項追加を本細則に対して行うことはできな



い。

なお次年度委員会編成にともなう細則変更については当年度理事会の承認なしに次年度理事会の議決後同様の手続きをもって変更することができる。但し細則施行日は当該年度のはじまり(7月1日)とする。

## 制定

改正 2006年 8月24日

[現行細則]

本クラブの年次総会は毎年 12 月の第 3 例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

[改正細則]

本クラブの年次総会は毎月 12 月のいずれかの例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

改正 2009年12月17日

R I 推奨ロータリークラブ細則に準拠

改正 2011 年 3 月 10 日

R I 推奨ロータリークラブ細則に準拠

改正 2012 年 2 月 23 日

委員会組織変更に伴い改正(施行 2012 年 7 月 1 日)

改正 2015 年 1 月 8 日

細則見直しに準じて改正

改正 2017 年 2 月 16 日

細則見直しに準じて改正

改正 2020 年 1 月 23 日

細則見直しに準じて改正

## 参考

2006 年 6 月 8 日 クラブ定款第 3 条「クラブ所在地」の表現変更：現在の「広島市佐伯区及び廿日市市並びに大柿町、沖美町、能美町を除く佐伯郡一円」から市町村合併により「広島市佐伯区及び廿日市市」に変更

2008 年 12 月 18 日 クラブ定款第 5 条「四大奉仕部門」追加に伴う条項番号変更

2015 年 1 月 8 日 クラブ定款第 3 条「クラブ所在地」について、「広島市佐伯区及び廿日市市」はその周辺地域を含むことを確認。